

4 川崎市保育の認定と利用者負担額 徴収に係る事務について

保育・幼児教育部保育対策課
保育の認定・保育所等への申請・利用調整等について
044-200-3727

利用者負担額の徴収に係る事務等について
044-200-3424

1 多様な保育事業 (利用案内 6 ページ)

日常的に 子どもを預けたい

0～2歳児

- 保育所等
◎市への申請が必要>
◎小規模保育事業
◎家庭的保育事業
◎事業所内保育事業
◎居宅訪問型保育事業

- 保育所等
◎市への申請が必要>
◎公立保育所
◎認可保育所
◎認定こども園
(保育所部分)

- 認可外保育施設
◎各施設で受付>
◎川崎認定保育園
※月額5千～2万円の保育
料補助あり（要件あり）。

3～5歳児

- 幼稚園・認定こども園
◎各園で受付>
◎幼稚園
(預かり保育実施園)
※4時間を標準とする教育時
間のほか、希望者を対象に
預かり保育を実施している
幼稚園があります。
◎認定こども園
(幼稚園部分)

一時的に
子どもを預けたい

0歳6か月～
満3歳未満

- 保育所等・幼稚園・
認可外保育施設など
◎各園で受付>
◎乳児等通園支援事業
(こども誰でも通園制度)
保育所等の施設に通っていない
0歳6か月から満3歳未満
の児童を対象として、1人当
たり10時間の枠内で、保育
所や幼稚園などを利用できる
事業

0～5歳児

- 保育所等
◎認可保育所の一時保育
保育所等の施設に通っていない児童の保護者が
、就労や就学、病気や冠婚葬祭のほか、子育て
負担を軽減する目的（リフレッシュ）などのた
め、週3日以内又は月64時間に満たない範囲
で一時的に保護者に代わって保育を実施
- 認可外保育施設
◎各施設で受付>
◎川崎認定保育園の
リフレッシュ保育
週3日以下の月極契約や、冠婚葬祭等で子ども
を保育できない場合に保育を実施

その他の認可外保育施設

- ◎各施設で受付>
◎企業主導型保育事業
◎地域保育園

2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内7ページ)

教育・保育給付認定

保育所等を利用した場合の教育・保育に係る経費について、川崎市が給付費として施設等に支払います(法定代理受領)。給付にあたっては、保護者が教育・保育給付認定を受けていることが必要です。

教育・保育給付認定の申請は、保育所等の利用申込と併せて行います。認定結果は、概ね30日以内に「教育・保育給付認定決定通知書」を交付します(なお、令和8年4月入所申請については審査等に時間を要するため、令和7年12月以降に交付予定です。)。

なお、「教育・保育給付認定決定通知書」は、保育所等への入所を保証するものではありません。

認定区分	年齢	保育の必要性(※)	給付対象施設・事業
1号認定 教育標準時間認定	満3歳以上	なし	幼稚園(施設型給付)、認定こども園(幼稚園部分)
2号認定 保育認定	3~5歳児	あり	公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)
3号認定 保育認定	0~2歳児		公立保育所、認可保育所、認定こども園(保育所部分)、 地域型保育事業

2 子ども・子育て支援新制度における給付認定 (利用案内11ページ)

	保育を必要とする事由	保育実施期間	認定区分
1	月64時間以上の就労	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
2	妊娠、出産	出産予定日の前後各2か月程度（※多胎妊娠の場合は14週前から）	原則保育標準時間（保育短時間也可）
3	保護者の病気、負傷又は心身障害	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間
4	同居又は長期入院している親族などの介護・看護	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間
5	災害の復旧	災害の復旧が完了すると見込まれる期間	原則保育標準時間（保育短時間也可）
6	求職活動又は起業の準備	2か月以内	保育短時間
7	卒業後就労を目的とした職業訓練校や大学等へ通学していること	職業訓練校や大学等へ通学する期間	保育標準時間又は保育短時間
8	虐待やDVの恐れがあること	小学校就学前までの保育を必要とする期間	原則保育標準時間（保育短時間也可）
9	児童を養育する能力が著しく欠如している場合など、その他児童福祉の観点から保育の実施が必要であり、上記1～8に類すると、市長が認める場合	小学校就学前までの保育を必要とする期間	保育標準時間又は保育短時間

3 申請から利用までの流れ (利用案内9・10ページ)

① 事前相談・保育所等の見学等

- ・区役所が利用者からの事前相談を受付
- ・利用者には申請前に可能な範囲でお子さんを連れての保育所等の見学をお願いしています。

② 申請

- ・期日までに利用者がお住まいの区の区役所児童家庭課に申し込み
- ・各月随時で申請は利用開始月の前月10日頃が申込期限
- ・転園希望については、異動届の他、必要書類を添えて申請が必要

③ 希望変更受付期間

④ 申請書の受理・内容の確認等

3 申請から利用までの流れ (利用案内9・10ページ)

⑤ 教育・保育給付認定決定通知書の発行



⑥ 利用調整



⑦-1 利用調整結果通知書（内定）



⑦-2 利用調整結果通知書（保留）

・各区役所においてアフターフォローを実施

⑧ 入園前健康診断

・嘱託医決定後、1月中旬以降に各施設に通知



3 申請から利用までの流れ (利用案内9・10・12ページ)

⑨ 保育所等との面談

- ・入園される保護者の方と面談
- ・重要事項等の保育所等のルールを確認
- ・お子さんの状況に合わせた保育の内容やアレルギー対応等の相談



⑩ 利用者負担額等決定通知書

※5月1日以降の各月の申請スケジュール

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和8年5月	令和8年4月10日(金)	4月中旬以降
令和8年6月	令和8年5月8日(金)	5月中旬以降
令和8年7月	令和8年6月10日(水)	6月中旬以降
令和8年8月	令和8年7月10日(金)	7月中旬以降
令和8年9月	令和8年8月10日(月)	8月中旬以降
令和8年10月	令和8年9月10日(木)	9月中旬以降

利用希望月	申請締切日	通知発送予定
令和8年11月	令和8年10月9日(金)	10月中旬以降
令和8年12月	令和8年11月10日(火)	11月中旬以降
令和9年1月	令和8年12月10日(木)	12月中旬以降
令和9年2月	令和9年1月8日(金)	令和9年1月中旬以降
令和9年3月	令和9年2月10日(水)	令和9年2月中旬以降

4 利用調整 (利用案内16~22ページ)

- ・入所にあたっては、利用調整を実施
- ・以下①~⑤の優先順位のとおり、ランク・指数・項目点により点数化し、施設ごとに順位付け

① 世帯のランクによる判定

ランクの決定にあたっては、利用調整基準別表1（20ページ）に基づき、各保護者をA～Hのランクに区分し、保護者間でより低いランクを世帯のランクとしています。

例) 次のa世帯とb世帯では、a世帯が優先されます。
a世帯 世帯ランクB b世帯 世帯ランクC

父ランク：B	>	父ランク：A
母ランク：B		母ランク：C

② 調整指数による判定

①において、同ランクで競合した場合には、利用調整基準別表2「同ランク内の調整指数表」（21ページ）により、指数（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

③ 調整項目点による判定

①②において、同ランク同指数で競合した場合には、利用調整基準別表3「同ランク同指数となった場合の調整項目表」（22ページ）により、項目点（該当項目の合計点）の高いお子さんから入所内定とします。

4 利用調整 (利用案内16~22ページ)

④ 教育している子ども3人以上の有無による判定

①～③で判定が困難な場合は、利用調整基準「別表3においても同点となった場合の取扱い」（22ページ）により、養育している子どもが3人以上の世帯のお子さんを優先して入所内定とします。

⑤ 世帯の所得による判定

①～④で判定が困難な場合は、所得のより低い世帯のお子さんを優先して入所内定とします（22ページ）。

【各施設における利用調整のイメージ】

P保育園 1歳児クラス 受入数 2人

	ランク・指數等	希望順位	結果
申請者①	A-7-1	第1希望	内定（P保育園）
申請者②	A-6-3	第2希望	第1希望（Q保育園）で内定
申請者③	A-6-2	第3希望	第1希望、第2希望で保留⇒内定（P保育園）
申請者④	B-5-1	第1希望	保留

【同ランク・同指數・同項目点だった場合の考え方】

	ランク・指數等	子ども3人以上	世帯の所得状況	優先順位 高
申請者a	A-6-1	該当	600万円	
申請者b	A-6-1	該当	650万円	
申請者c	A-6-1	該当なし	400万円	
申請者d	A-6-1	該当なし	500万円	



5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内26ページ)

①異動のあった事実の確認・聞き取り



② 異動届（及び必要書類）を保護者へ配布

※必要書類に関しては、別添資料「在園中保護者に異動があった場合の処理及び提出書類について」を御確認ください。



③異動届（及び必要書類）を保護者が記載・用意し、施設長宛てに提出



④施設から福祉事務所（区役所児童家庭課）宛てに送付



5 申請内容の変更に伴う書類の提出 (利用案内26ページ)

⑤福祉事務所（区役所児童家庭課）より「施設別児童一覧」を施設へ送付

- 3月と8月には在籍児童全員分の一覧を全施設へ送付（当月中旬）
- それ以外の月については対象児童についてのみ記載された一覧を該当施設へ送付（当月末）

（令和8年度）

施設別児童一覧

施設名称:1234567:○○保育園

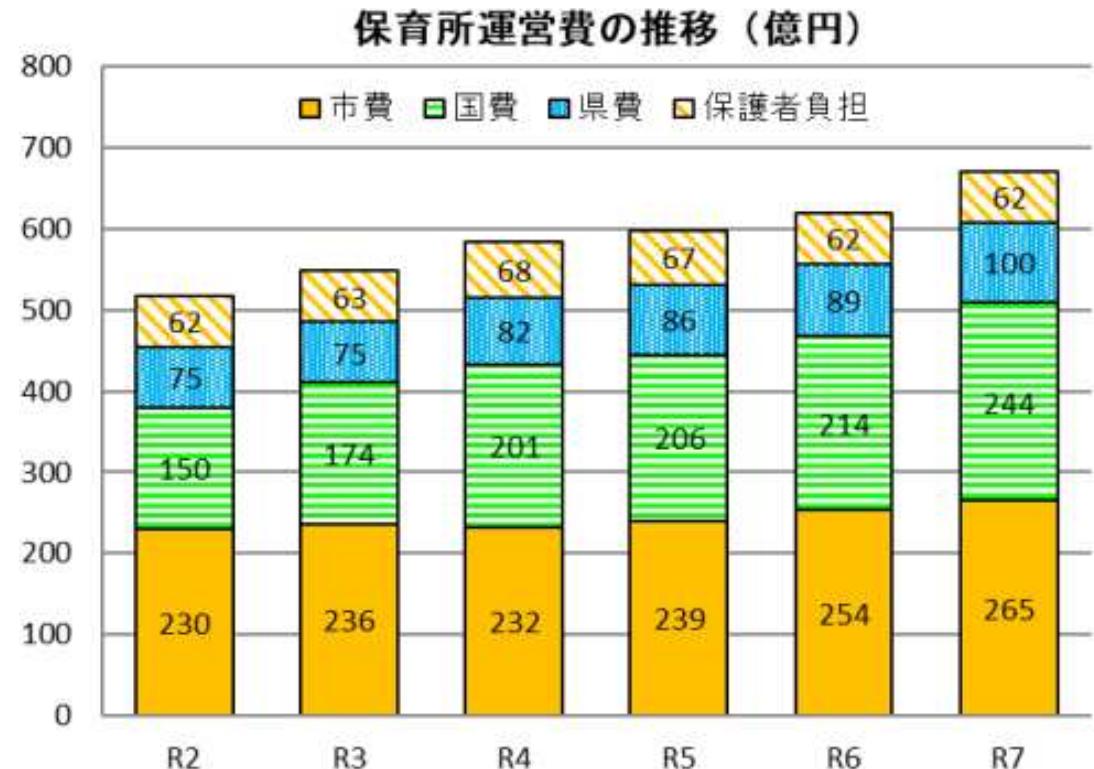
No	児童カナ氏名 児童氏名 児童生年月日	児童区分 適用期間 入所日	保護者カナ氏名 保護者氏名 退所日	郵便番号 児童住所 施設連絡事項	認定証番号 認定有効期間 認定区分	保育必要量 負担区分(市) 負担区分(国)	きょうだい区分 利用者負担額 副食費負担区分
1	カワサキ タロウ 川崎 太郎 20200429	通常児童 20260401～20280331 20260401	カワサキ イチロウ 川崎 一郎	2100000 川崎区○○1丁目○番○一○○○号	00000000000000 20260401～20280331 2号認定	標準時間 C16 6	1 0
2	コスギ ムサシ 小杉 武蔵 20200611	通常児童 20260401～20280331 20260401	コスギ タロウ 小杉 太郎	2100000 川崎区○○2丁目○番○一○○○号	00000000000000 20260401～20280331 2号認定	標準時間 C5 4	1 0

利用者負担額（保育料） について

6 保育所の運営費について (利用案内4ページ)

はじめに、保育所の運営費については、国、県、市そして保護者の4者で負担しています。

運営に係る貴重な財源となることを御理解いただき、保育料徴収等に係る事務処理をお願いします。



7 保育料の算定について

(1) 幼児教育・保育の無償化（利用案内46ページ）

国による幼児教育・保育の無償化により、保育所等を利用する3歳児から5歳児までの~~お子様~~と、住民税非課税世帯の0歳児から2歳児までの~~お子様~~の保育料は無料です。

3～5歳児の副食費については、主食費に加え、各施設で実費徴収をお願いします。副食費の金額（月額）は、川崎市では4,500円を目安としています。

また、延長保育料や主食代等各施設が実費徴収する諸費用については無償化の対象外です。

年齢区分	保育料	副食費
0歳児～2歳児	世帯の市民税に応じて算定（※1）	徴収なし（保育料に含まれる）
3歳児～5歳児	無料	徴収あり（※2）

※1 非課税世帯及び第3子以降の保育料は無料です。

※2 保育認定を受けた子どもの副食費は、非課税世帯、市民税所得割相当額57,700円未満（ひとり親等は77,100円以下）世帯、第3子以降（第1子・第2子ともに保育所等を利用する児童）は徴収を免除します。なお、副食費の免除対象者には市からお知らせします。

(2) 保育料決定 (利用案内49ページ)

川崎市では、父母の市民税所得割額※やお子様の保育必要量、きょうだいの状況等により、保育料金額表に基づいて決定しています。保育料は当年度の市民税所得割額に基づき、毎年9月に見直しを行います。

なお、新たに4月から入所される方には3月末頃、変更があった場合にはその都度送付します。

※ 父母の収入が生活保護水準以下の場合には、同居している祖父母の市町村民税額を算定に含む場合があります。

収入区分	定額	公会議料額・送可保育料・送不可もどり(3種)												(単位:円)	
		小規模保育(A型)						小規模保育(B型)							
		年齢別保育料			年齢別保育料			年齢別保育料			年齢別保育料				
		基本 年齢別	第2子	基本 年齢別	第2子	基本 年齢別	第2子	基本 年齢別	第2子	基本 年齢別	第2子	基本 年齢別	第2子		
A	扶養課税及び中間扶養料人等の元済む保育の店舗及び未就学保育後の直前の支拂に係る法律による支拂け送給者、小規模の無形資産贈与等を行う者又は旦那である保育者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B	市民税扶課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
C 1	市民税扶課税等割額のみ	5,300	2,650	5,200	2,600	3,600	1,800	3,500	1,750	2,800	1,400				
C 2	市民税扶課税等割額のみ	5,000	3,000	6,100	3,050	4,100	2,050	4,000	2,000	3,400	1,700	19,500			
C 3	5,000 円以上	48,600 円未満	7,100	3,550	6,900	3,450	5,000	2,500	4,900	2,450	3,800	1,900			
C 4	48,600 円以上	90,400 円未満	9,200	4,600	9,000	4,200	6,500	3,200	4,400	3,200	4,900	2,450			
C 5	90,400 円以上	60,000 円未満	11,700	5,850	11,500	5,750	9,450	4,700	9,200	4,600	7,500	3,750			
C 6	60,000 円以上	70,600 円未満	14,700	7,350	14,400	7,200	11,800	5,900	11,600	5,800	9,400	4,700	30,000		
C 7	70,600 円以上	84,600 円未満	18,200	9,100	17,800	8,900	14,600	7,300	14,400	7,200	11,600	5,800			
C 8	84,600 円以上	97,000 円未満	22,000	11,000	21,600	10,800	17,600	8,800	17,300	8,600	14,100	7,050			
C 9	97,000 円以上	108,450 円未満	25,750	12,850	25,200	12,600	20,450	10,300	20,300	10,150	16,400	8,200			
C 10	108,450 円以上	123,000 円未満	29,300	14,730	28,900	14,450	23,600	11,800	23,200	11,600	18,900	9,450			
C 11	123,000 円以上	136,450 円未満	33,300	16,600	32,700	16,200	26,400	13,200	26,200	13,100	21,300	10,650	44,500		
C 12	136,450 円以上	154,250 円未満	37,200	18,600	36,300	18,200	29,800	14,900	29,300	14,650	23,900	11,900			
C 13	154,250 円以上	169,000 円未満	41,200	20,600	40,500	20,250	33,000	16,300	32,200	16,250	24,400	13,200			
C 14	169,000 円以上	183,950 円未満	45,200	22,600	44,400	22,200	36,200	18,100	35,800	17,900	28,900	14,450			
C 15	183,950 円以上	204,450 円未満	50,000	25,000	49,100	24,550	40,000	20,000	39,300	19,450	32,000	16,000			
C 16	204,450 円以上	234,650 円未満	54,500	27,500	53,900	26,750	43,600	21,800	42,900	21,450	34,800	17,400			
C 17	234,650 円以上	238,620 円未満	57,000	28,500	56,000	28,000	45,600	22,800	44,800	22,400	36,200	18,220			
C 18	238,620 円以上	276,650 円未満	59,000	29,500	58,000	29,000	47,200	23,600	46,400	23,200	37,800	18,900			
C 19	276,650 円以上	301,000 円未満	65,500	30,500	59,400	29,700	48,400	24,200	47,400	23,800	38,700	19,350			
C 20	301,000 円以上	321,700 円未満	65,500	32,700	64,300	32,150	52,400	26,200	51,500	25,750	41,900	20,950			
C 21	321,700 円以上	341,200 円未満	70,000	35,000	68,800	34,400	58,000	28,000	55,100	27,550	44,800	22,400	80,000		
C 22	341,200 円以上	366,700 円未満	73,000	36,500	71,700	35,850	58,400	29,200	57,400	28,700	46,700	23,350			
C 23	366,700 円以上	397,000 円未満	74,000	37,000	72,700	36,200	59,200	29,400	58,300	28,100	47,300	23,450			
C 24	397,000 円以上	475,300 円未満	81,000	40,700	83,100	40,250	65,200	32,600	64,100	32,100	52,100	26,650			
C 25	475,300 円以上	82,800	41,400	81,400	40,700	66,200	33,100	65,100	32,500	52,900	26,450	104,000			

注1 市民税所得割相当額(※)

川崎市を含む政令指定都市において、住民税を課税されている方については、原費教養員の給与負担事務の移譲に伴う税額差額により、平成30年度より市民税所得割の税率が6%から5%に変更となっています。該当される方は、市民税所得割を従前の税率6%に相当の税率の上、保育料を算定します。なお、保育料の算定にあたっては、配当控除、住宅借入金等特別控除額、市町村等に対する寄附金税額控除等の適用はありません。

個人住民税の特別控除額(定額減税)については、適用した金額で保育料を算定します。

く市民税所得割相当額の計算式> (参考)

(特別控除額控除額) - (特別税額控除額) - (調整額) × (6/8) = (市民税所得割相当額)

注2 3歳以上の保育料は無料です。

注3 この表の市民税の額は、令和8年4月~8月分保育料については、世帯の令和7年度市民税の年額、令和8年9月~令和9年8月分保育料については、世帯の令和8年度市民税の年額となります。

注4 きょうだい3人の年齢、利用施設、事業に従事せず、障がいのある子供が3人いる場合に3人目は半額、3人目以降は無料としています(幼児教育・保育の無償化により保育料が無料となっているお子さんについても、人数の計算に含めます。)。

注5 児童の年齢が年度途中で満3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。

注6 延長保育を利用する場合には、別途延長保育料が必要です。(A・B宿泊を除く)

注7 市民税が未申告の方は、保育料が最高階層(C 25)となる場合がありますので、収入がない方であっても市民税の申告は必要です。

(3)保育料のきょうだい減免について（利用案内47ページ）

川崎市では、令和6年度から制度を拡充し、きょうだいの年齢、利用施設・事業に関わらず、最年長の子どもから順に2人目は半額、3人目以降は無料としています。

※2 (1) の延長保育料や主食代等の各施設が実費徴収する諸費用は、きょうだい減免の対象とはなりません。

世帯の状況	減免内容	
市民税非課税世帯 (ひとり親等は市民税所得割相当額が77,100円以下の世帯)	全児童	無料
上記以外の世帯	第2子	半額
	第3子以降	無料

8 保育料の納入について（利用案内47ページ）

川崎認定保育園から認可化する施設について、保護者はこれまで各施設に納入していましたが、認可保育所の保育料については川崎市に納入します。そのため、4月分以降の保育料については、各施設で徴収されないよう御留意ください。

なお、認定こども園や地域型保育事業の保育料については、各施設が定める方法で各施設に納入となります。

保育所等の保育料は、利用施設・事業により納入方法及び納入先が異なります。

利用施設・事業	保育料の納入方法	納入先
公立保育所、認可保育所	口座振替又は納入通知書払い	川崎市(※)
認定こども園		
地域型保育事業 (小規模保育、家庭的保育、事業所内保育)	施設が定める方法	施設

※お住まいの市町村と施設の所在する市町村が異なる場合、保育料の納入先は、公立保育所であれば施設の所在する市町村に、認可保育所であればお住まいの市町村になります。

9 各施設で徴収する費用について (利用案内28ページ)

2 (1) のとおり、保護者が負担する費用については、延長保育料や3歳から5歳児クラスの主食・副食費など、各施設で徴収する費用もあるため御注意ください。

特に、副食費については、年収360万円未満相当(※1)の世帯や第3子以降(※2)は免除となりますので、施設別児童一覧の該当項目を御確認ください。

※1 世帯の市民税所得割額が57,700円未満(ひとり親世帯等については77,100円以下)

※2 「第3子以降」とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合

10 保育料の納付に関する書類（保育料参考資料1～6ページ）

保育料の納付に関する書類（保育料参考資料参照）については、各施設から保護者の皆様に配布していただくものとなるので、御確認をお願いします。

（1）配布資料について

- ① 「保育料についてのお知らせ」 … 1 ページ
- ② 「保育料の口座振替について」 … 2・3 ページ
- ③ 「口座振替納付依頼書」 … 4 ページ
- ④ 「W e b 口座振替のお願い」 … 5 ページ
- ⑤ 「コンビニエンスストアの納付について」 … 6 ページ

※配布資料については、保育対策課より各施設に別途郵送します。

(2) 口座振替による納付について

川崎市では、保育料は原則、口座振替による納付をお願いしています。手続きには「Web口座振替サービス」と「口座振替納付依頼書」の2種類がありますが、5ページに記載のWeb口座振替サービスをお勧めしています。

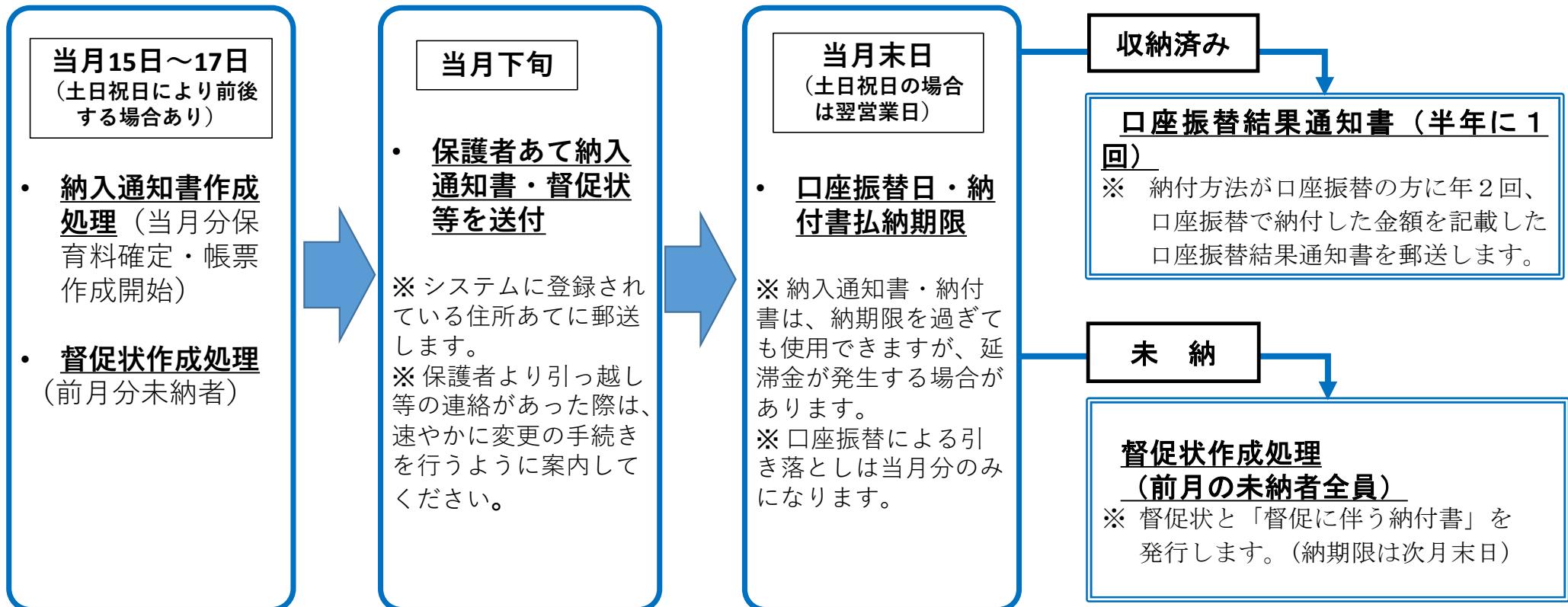
口座振替納付依頼書と違い、銀行に行く必要がなく、届出印不要なため、届出印相違によるエラー等も防ぐことができます。各施設においても、Web口座振替サービスの積極的な御案内をお願いします。

【説明・配布のお願い】

口座振替手続きは、申込みから引き落とし開始まで1～2か月かかります。そのため、必ず入園前健診後の説明会で保護者に説明・配布をお願いします。

11 保育料納入の流れについて

保育料の納入に関する、毎月のスケジュールは次のとおりです。
参考に御確認ください。



【各施設へのお願い】

納入通知書の送付や、未納者に対する督促・催告などは、保育対策課から各保護者に書類の送付や連絡をしています。

各書類の送付については、システムに登録されている住所あてに郵送するため、引っ越しなどに伴い住所が変更されており、それが本市のシステムに反映されていない場合は、旧住所へ郵送されてしまします。

各施設におきましては、保護者の方より引っ越し等の連絡があつた際には、速やかに異動届（及び必要書類）を提出するように御案内をお願いします。